

# 施設 の 概要

1 名称及び所在地

秋田県立医療療育センター  
秋田市南ヶ丘一丁目1番2号

2 事業内容

- 一般外来診察
- 医療型障害児入所施設 ----- 100 床
  - ・ ひばり病棟（旧重症心身障害児施設：40 床）
  - ・ 杉の子病棟（旧肢体不自由児施設：60 床）
- 療養介護事業所 ----- 40 床
  - ・ 旧重症心身障害児施設部分（ひばり病棟）が経過措置により指定されており、定員は児・者合せて 40 床
- 短期入所事業所（空床利用型） ----- 7 床
- 日中一時支援事業（地域生活支援事業による受託）
- 医療型児童発達支援センター（肢体不自由児通園） ----- 30 名
- 児童発達支援センター（知的障害児通園） ----- 40 名
- 生活介護事業所（よつ葉）（在宅重症心身障害児・者） ----- 20 名
- 保育所等訪問支援事業所
- 地域療育支援
- 総合相談・医療療育連携
- 相談支援事業所
- 秋田県医療的ケア児支援センター『コラソン』
- 発達障害者支援センター（ふきのとう秋田）

3 規模及び構造

敷地面積 50,000.04 m<sup>2</sup>（あきた総合支援エリア全体 約 120,000 m<sup>2</sup>）

建築面積 7,508.41 m<sup>2</sup>

延床面積 10,300.14 m<sup>2</sup>

鉄筋コンクリート一部2階建て

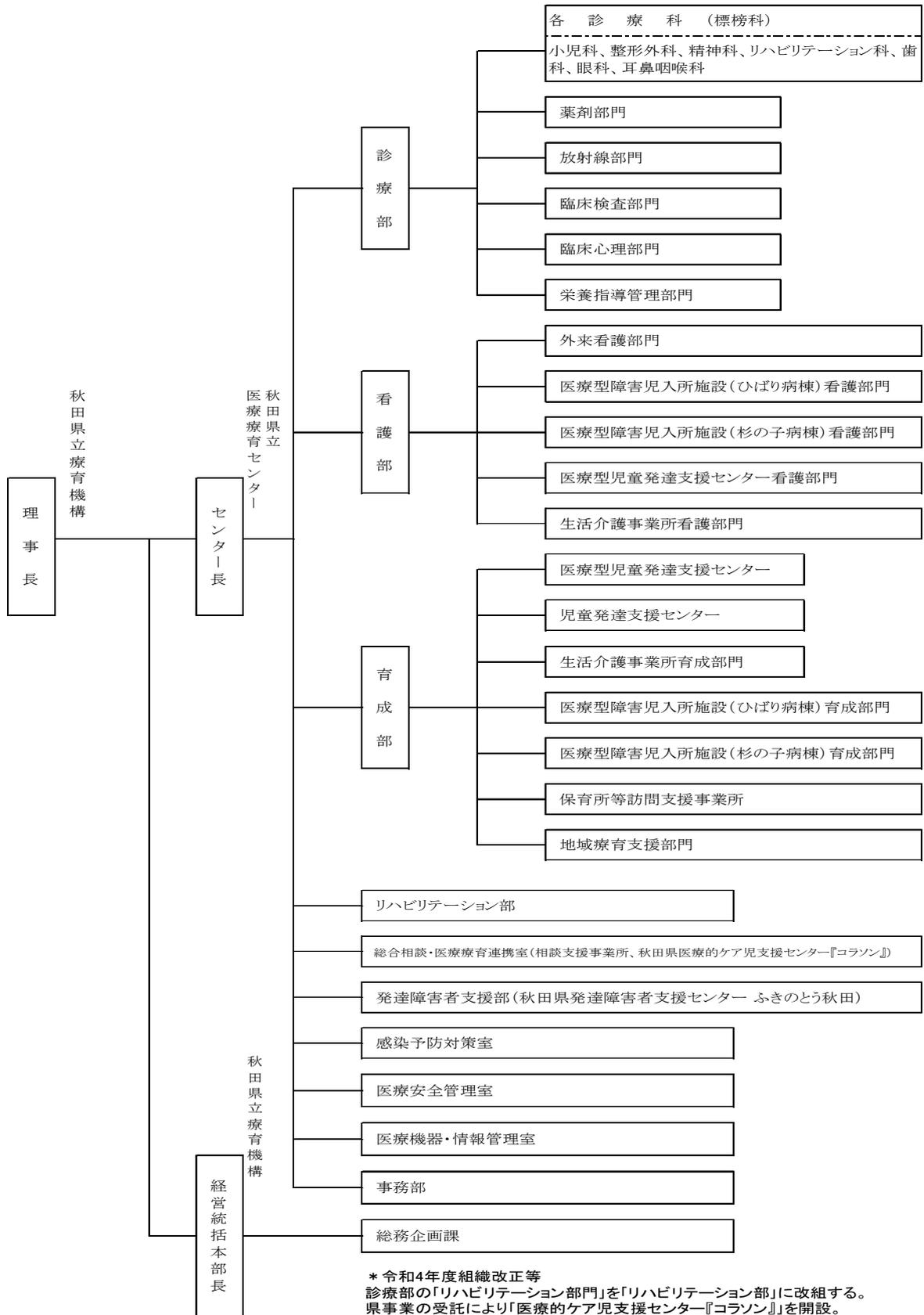
- 1階 各診療室 医療型障害児入所施設・療養介護事業所（ひばり病棟）  
医療型児童発達支援センター 福祉型児童発達支援センター  
生活介護事業所 リハビリテーション室 感染予防対策室 調理室  
総合相談・医療療育連携室 発達障害者支援センター  
講堂 機械室
- 2階 医療型障害児入所施設（杉の子病棟） 手術室 医局 事務室  
会議室 図書室

#### 4 沿革

昭和 34 年	4 月	秋田県太平療育園定員 50 床にて秋田市新屋栗田町に開設	
昭和 36 年	10 月	定員 100 床に変更	
昭和 41 年	10 月	母子棟定員 10 名、重度病棟定員 25 名とし、総収容定員 135 名に変更	
昭和 49 年	8 月	秋田市新屋下川原町に定員 160 床にて新築移転	
昭和 58 年	4 月	秋田県小児療育センター開設	
平成 6 年	7 月	「太平療育園・小児療育センターの機能統合に関する検討委員会」設置（内部関係者）	(県教育委員会)
平成 7 年	3 月	「秋田県太平療育園・秋田県小児療育センターの機能強化（統合）に関する考え方について」報告書策定	
平成 11 年	3 月		「本県における障害児教育の推進の在り方」策定
平成 11 年	6 月		「秋田県特殊教育総合整備計画策定委員会」設置
平成 12 年	4 月	「障害児療育機関再編整備に関する庁内プロジェクトチーム」設置（県庁内）	
	7 月	「障害児の療育体制の整備について」報告書策定	
平成 14 年	7 月	「障害児の特殊教育・療育機関再編整備に関する検討チーム」設置（県庁内）	
	12 月	「再編整備に関する基本的な考え方」策定	
平成 15 年	3 月		「秋田県特殊教育総合整備計画」策定
平成 16 年	4 月		「秋田県特殊教育総合エリア基本構想素案検討委員会」設置
平成 17 年	1 月		「秋田県特殊教育総合エリア基本構想素案」策定
平成 17 年	4 月	「療育機関再編整備基本構想素案検討委員会」設置（外部検討委員）	
	6 月	「療育機関再編整備基本構想素案」策定	
平成 17 年	7 月	「療育機関再編整備基本構想素案」「秋田県特殊教育総合エリア基本構想素案」を踏まえ、利用者が望む連携体制の在り方を協議するため「秋田県子ども総合支援エリア（仮称）基本構想検討委員会」設置	
	10 月	「秋田県子ども総合支援エリア（仮称）基本構想案」策定	
平成 20 年	1 月	秋田県太平療育園定員 114 床に変更	
平成 20 年	10 月	建築工事着工	
平成 21 年	12 月	建築工事竣工	
平成 22 年	4 月	あきた総合支援エリア「かがやきの丘」に県立聾学校（現聴覚支援学校）、県立盲学校（現視覚支援学校）、きらり支援学校（肢体不自由・病弱特別支援学校）とともに地方独立行政法人秋田県立療育機構を運営主体とする秋田県立医療療育センター開設	
		第 1 期中期計画策定	
平成 27 年	4 月	第 2 期中期計画策定	
	5 月	日本医療機能評価機構認定病院	
令和 2 年	4 月	第 3 期中期計画策定	
	5 月	日本医療機能評価機構認定病院（更新）	

令和4年 4月 | 秋田県医療的ケア児支援センター『コラソン』を開設

5 組織図（令和5年4月1日現在）



\* 令和4年度組織改正等  
診療部の「リハビリテーション部門」を「リハビリテーション部」に改組する。  
県事業の受託により「医療的ケア児支援センター『コロナン』」を開設。

6 職員数

区 分			現在配置数 (令和5年4月1日現在)		
			正職員	任期付職員	計
理事長			1		1
診 療 部	医 師	整形外科	3	1	4
		小児科	5	8	13
		精神科		2	2
		耳鼻咽喉科		3	3
		眼科		2	2
		齒科	1	2	3
		小児外科		4	4
		小児科(心臓外来)		1	1
		小児科(腎臓外来)		1	1
		小児泌尿器・排尿障害外来		1	1
	薬剤師		2	1	3
	放射線技師		1	1	2
	臨床検査技師		2	1	3
	臨床(公認)心理士		3		3
	公認心理師		1		1
	管理栄養士		1		1
臨床工学技士		1		1	
小計			20	28	48
テ リ ハ ビ リ 部	理学療法士		9	1	10
	作業療法士		9		9
	言語聴覚士		5		5
	事務職員			1	1
	小計			23	1
看 護 部	看護部		1		1
	外来診療 (看護師)		8		8
	医療型障害児入所施設 (ひばり病棟) (看護師)		29		29
	同上 (介護福祉士)			2	2
	同上 (生活介助員)			1	1
	医療型障害児入所施設 (杉の子病棟、手術・中材) (看護師)		25		25
	同上 (介護福祉士)			3	3
	生活介護事業所看護部門 (看護師)		3	1	4
	同上 (介護福祉士)			2	2
	医療型・児童発達支援センター(兼務) (看護師)		(5)		
	医療的ケア児支援センター(兼務) (看護師)		(3)		
	感染予防対策室(兼務) (看護師)		(1)		
	医療安全管理室(兼務) (看護師)		(2)		
歯科衛生士			2	2	
小計			66	11	77
育 成 部	医療型児童発達支援センター (保育士)		3		3
	児童発達支援センター (保育士)		7	1	8
	保育所等訪問事業所(兼務) (保育士)		(1)		
	生活介護事業所育成部門 (保育士)		2		2
	育成部門 (ひばり病棟) (保育士)		2	1	3
	育成部門 (杉の子病棟) (保育士)		3	1	4
	地域療育支援部門 (保育士)		2	1	3
小計			19	4	23
医 療 連 携 室	社会福祉士		3		3
	相談支援専門員(兼務)		1(2)		1
	医療連携相談員			1	1
	事務職員			1	1
小計			4	2	6
者 発 達 支 援 障 害 部	社会福祉士		3		3
	公認心理師		1(1)		0
	教育支援員		2		2
	小計			6	
事 務 部	事務職員		4	2	6
	運転技師			1	1
	小計			4	3
本 統 経 部 括 営	事務職員		5	2	7
	小計			5	2
合計			150	51	201